

令和2年6月11日

議会改革調査特別委員会（第3回）

調査事項

付託事項(1)「議会基本条例に関する調査」

- 議会基本条例について
 - (ア) 議会報告会について
 - (イ) 参考人招致及び公聴会の活用について
 - (ウ) 理事者の発言権（反問権）について

付託事項(2)「議会改革に関する調査」

- ② 議場のICT化について
- ⑤ 育児・介護を理由とした会議欠席等について

議会基本条例に関する前期の取組について

1 議会改革調査特別委員会における調査内容

- ・ 議会基本条例の定義，規定項目及び評価
- ・ 他の政令市における条例の制定状況・規定項目
- ・ 地方議会の位置づけ，機能，課題等
- ・ 三重県議会及び鳥羽市議会への視察
- ・ 参考人招致（学識経験者2名）

2 議会改革調査特別委員会における調査結果

委員会調査報告書抜粋

議会基本条例とは，市民の代表である議会や議員がどのようにその責務を果たすかについての基本ルールを定めるものであること，また，議会基本条例を構成する事項として，①基本理念，②議会並びに議員の位置付け，責務及び活動原則，報酬及び政務活動費のあり方等，③議会の組織及び権限，事務局，図書室等の補佐体制のあり方等，④議会と住民及び議会と首長との関係等が主に挙げられるものであること，あわせて，議会基本条例を制定することとする場合には，議会の有する「意思決定機能」，「監視機能」及び「政策形成機能」といった機能を果たすことに資する条例とすること，議会が市民の代表であることを体現した条例とすること，条例が議員の活動を制約するものとならないようにすること並びに福岡市議会を取り巻く状況を踏まえた福岡市らしい条例とすることに留意しつつ，検討を進める必要があるものとの認識で一致したものの，審議の方針について結論を得るには至らなかった。

政令指定都市における議会基本条例について

※ 令和元年12月末日時点
 ※ 未制定市は、仙台市、大阪市、福岡市、熊本市
 ※ 「△」は、内容に踏み込むことなく別条例に委任しているもの

項目No.	自治体名	札幌市 平成25年 30カ条	さいたま市 平成21年 35カ条	千葉市 平成29年 29カ条	川崎市 平成21年 20カ条	横浜市 平成26年 33カ条	相模原市 平成26年 23カ条	新潟市 平成23年 24カ条	静岡市 平成24年 19カ条	浜松市 平成26年 23カ条	名古屋市 平成22年 17カ条	京都市 平成26年 32カ条	堺市 平成25年 33カ条	神戸市 平成24年 27カ条	岡山市 平成25年 25カ条	広島市 平成22年 19カ条	北九州市 平成23年 25カ条	規定割合	項目No.
総論																			
1	前文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	1
2	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	2
3	基本理念			○		○	○		○	○		○		○		○		50%	3
4	基本方針						○			○				○		○		25%	4
議会関係																			
5	議会の責務、役割、活動原則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94%	5
6	議員の責務、役割、活動原則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	6
7	会派の設置理念、役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	7
8	正副議長の役割	○	○	○				○				○					○	38%	8
9	議会運営の原則	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	81%	9
10	会期の設定に関する考え方		△	○		○					○	○	○		○		38%	10	
11	臨時会の招集		○					○									13%	11	
12	本会議の位置付け	○	○															13%	12
13	委員会の位置付け	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	88%	13
14	正副委員長の役割		○									○	○					19%	14
15	検討機関、附属機関等の設置		○								○	○						19%	15
16	災害時の対応	○		○		○	○						○					31%	16
17	質疑・質問	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88%	17
18	議員間討議	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	88%	18
19	意見書・決議	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	75%	19
20	専門的知見の活用	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	81%	20
21	調査機関等の設置（21関連）	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	56%	21
22	議員連盟					○												6%	22
23	議員派遣		○			○												13%	23
24	研修（議会・議員）					○					○		○	○				25%	24
25	他議会との交流、連携	○		○		○						○						25%	25
26	議員定数	○	○	○	△	○		△			○	△	○		△		○	44%	26
27	議員報酬等	○	○	○	△	○		△			○	△	○		△		○	44%	27
28	政務活動費	○	○	○	△	○		△			○	○	○	○	△		○	56%	28
29	政治倫理	○	○	○	△	○	○	○		○		○	○	○	○	○	△	75%	29
30	議会の機能強化	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	75%	30
31	議会改革の推進	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	81%	31
32	議会改革検討組織の設置	○						○	○	○			○	○	○	○	○	50%	32
33	事務局の機能強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	100%	33
34	議会図書室の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88%	34
住民との関係																			
35	住民参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	35
36	請願・陳情	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	63%	36
37	議会報告会の実施	○						○			○		○				○	31%	37
38	議会関連の資料、情報の公開	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94%	38
39	会議の公開	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	39
40	会議録の公開	○	○	○			○	○							○		○	44%	40
41	公聴会、参考人制度の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88%	41
42	広報の充実	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94%	42
43	広聴の充実	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	69%	43
44	意見交換の場の設置	○						○	○			○						25%	44
45	市民の議会での演説制度										○							6%	45
首長等との関係																			
46	長等との関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	46
47	議決事件の拡大	○	○	○	○	○	○	△	△		○	○	△	○	△		△	56%	47
48	監視・評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	48
49	議会・議員への説明、資料提出	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	81%	49
50	議会の政策提言の趣旨尊重				○			○							○			25%	50
51	政策立案・提言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94%	51
52	理事者の発言権（反問権）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88%	52
53	区行政との関係		○			○												13%	53
54	議会費の確保要求											○						6%	54
55	長等の会議出席		○															6%	55
その他																			
56	本条例の適用範囲		○															6%	56
57	本条例の尊重・最高規範性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	57
58	本条例の検証、見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88%	58

議場のICT化（大型スクリーン等の設置）について

＜議会事務調査（令和元年10月）、政令市への調査回答、電話での聞き取りより＞

	さいたま市	千葉市	川崎市	堺市	岡山市
機器の概要	150型スクリーン1台	100型ロールスクリーン2台	103型ディスプレイ2台 65型ディスプレイ1台	150型スクリーン2台	150型スクリーン1台
投影内容	・質疑等に関する資料 ・議員用演壇で行う発言の映像	・質疑等に関する資料	・質疑等に関する資料 ・発言者 ・出席議員数 ・発言残時間	・質疑等に関する資料 ・質問者、答弁者	・質疑等に関する資料 ・質問者、答弁者
資料の投影方法	議場後部の傍聴席上に設置したプロジェクターから資料を投影。	本会議場に設置したプロジェクターにノートパソコンを接続して資料を投影。	本会議場に設置したパソコンをディスプレイに繋いで資料を投影。	本会議場に設置したプロジェクターに書画カメラ又はパソコンを接続して資料を投影。	本会議場に設置したプロジェクターに書画カメラを接続して資料を投影。
設置費用	総額 8,096千円	年額(5年リース) 367千円	総額 27,995千円	総額 5,145千円	総額 6,666千円
	(設置機器内訳) 大型スクリーン、プロジェクター、 画像入力装置等	(リース機器内訳) ・プロジェクター(2台) ・スクリーン(2台) ・パソコン(1台)	(内訳) 設計委託費 525千円 工事費 27,470千円 ※ディスプレイ3台の設置費	(内訳) スクリーン 3,570千円 プロジェクター 1,575千円	(内訳) スクリーン 504千円 プロジェクター 2,615千円 モニター 1,134千円 書画カメラ等 1,836千円 その他 578千円
外観 (他都市のHP 又は他都市から提供)					

議場のICT化（タブレット端末の導入）について

<議会事務調査（令和元年10月）、政令市への調査回答、電話での聞き取りより>

	川崎市	相模原市	北九州市	熊本市
導入時期	平成30年3月	平成30年10月	令和元年9月	平成30年4月
端末の仕様	Apple(iPad Pro) 12.9インチ	Panasonic(Let's note CF—XZ6) 12.0インチ	Apple(iPad Pro) 11インチ, 12.9インチ	Apple(iPad) 9.7インチ
導入台数	議員用60台(事務局用20台)	議員用48台(事務局用6台)	議員用57台(事務局用12台)	議員用48台(事務局用15台)
対象会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議 ・議会運営委員会 ・常任委員会 ・特別委員会 ・決算審査特別委員会分科会 ・世話人会, 議員総会, 正副委員長会議, 団長会議その他議会運営委員会又は団長会議で設置を決定した会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 ・広報会議 <p>※議場での使用は今後検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議 ・議会運営委員会 ・常任委員会 ・特別委員会 ・予算決算特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議 ・議会運営委員会 ・常任委員会 ・特別委員会 ・予算決算特別委員会 ・協議等の場
使用方法 (会議等)	・対象会議におけるペーパーレス会議システム※を通じた資料閲覧	・対象会議におけるペーパーレス会議システム※を通じた資料閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・対象会議におけるペーパーレス会議システム※を通じた資料閲覧 ・本会議以外の対象会議における審査に資するための検索サイトの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象会議におけるペーパーレス会議システム※を通じた資料閲覧 ・対象会議に必要な情報収集に伴う検索・閲覧
使用方法 (会議等以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・市政調査研究に資するための使用に限り, 検索サイトの利用による情報収集 ・その他資料閲覧用以外のアプリケーションも使用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議開催通知, 議会事務局からの通知及び理事者側からの各種情報の受信 ・通告用紙等, 各種書式の格納 ・その他市議会の役割及び活動原則の範囲で使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや検索サイトの利用などによる情報収集 ・議会事務局との情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部からの定期刊行物や政策等に関する資料の配付 ・議会事務局からの文書等の配付 ・緊急連絡時のツール

※ ペーパーレス会議システムとは、専用のアプリケーションを使って、会議資料をタブレットの画面上で閲覧・共有できるシステムをいう(以下会議システム)。

	川崎市	相模原市	北九州市	熊本市
通信方法	・議会棟内に設置された Wi-Fi を利用	・議会局フロアに整備された Wi-Fi 又はモバイルデータ通信を利用	・議事堂に整備された Wi-Fi 又はモバイルデータ通信を利用 ※Wi-Fi は執行部において予算措置されて整備されたもの	・モバイルデータ通信を利用
導入費用	総額 786 千円	※導入費用は下記の運用費用に全て含まれる。	総額 579 千円	総額 ※ 195 千円
	(内訳) ・Wi-Fi 整備費 190 千円 ・会議システム運用支援委託料 596 千円		(内訳) ・タブレットカバー等購入費 201 千円 ・会議システム導入費 378 千円	(内訳) ・初期設定委託料 177 千円 ・会議システム導入費 18 千円
運用費用(年間) 【令和2年度予算額又は平成31年度決算額】	総額 5,667 千円	総額 8,495 千円	総額 3,893 千円	総額 ※ 2,155 千円
	(内訳) ・タブレット端末賃借料 4,420 千円 ・Wi-Fi 通信料等 711 千円 ・会議システム使用料 536 千円	(内訳) ・タブレット端末賃借料等(Wi-Fi の整備費, 通信料, 会議システムの使用料等) 8,395 千円 ・消耗品費 100 千円	(内訳) ・タブレット端末賃借料(通信料等) 3,496 千円 ・会議システム使用料 396 千円	(内訳) ・タブレット端末賃借料(通信料等) 1,665 千円 ・会議システム使用料 490 千円
導入に当たっての課題	・端末操作に不慣れな議員への対応	・完全電子化を目指す意見と紙資料との併用を希望する意見の調整	・使用基準の作成に当たって、会議中のホームページの閲覧やアプリのインストール制限等についての各会派の意見の調整	・端末操作への不安, タブレット端末導入にかかる費用対効果, 試用期間の設定, 端末の利用制限に関する意見の調整

※ 熊本市は、執行部の使用するタブレット端末と合わせて全て執行部において予算措置しており、上記の金額は、全体の台数に係る費用を議会分の台数に応じて按分した金額。

育児・介護による欠席に係る規定について

他政令市の規定

○ 岡山市議会会議規則 (欠席の届出)

- 第3条 議員は、疾病、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他の事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

○ 熊本市議会会議規則 (参集)

- 第1条 議員は、招集の当日、開議定刻までに議事堂に参集し、議員応招簿に署名し、又は押印しなければならない。
- 2 議員は、疾病、出産、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他事故のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、欠席届(様式第1号)により、あらかじめその理由を付して議長に届け出なければならない。

【参考】

○ 福岡市議会会議規則 (欠席の届出)

- 第2条 議員は、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

○ 標準市議会会議規則 (欠席の届出)

- 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

議会改革調査特別委員会の付託事項及び具体的調査事項

付託事項	具体的調査事項
(1) 議会基本条例に関する調査 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例について (ア) 議会報告会について (※2) (イ) 参考人招致及び公聴会の活用について (※2) (ウ) 理事者の発言権 (反問権) について (※2)
(2) 議会改革に関する調査	① 常任委員会のインターネット中継について
	② 議場のICT化について
	③ 委員会会議録への発言者名記載について
	④ 委員会の持ち時間制について
	⑤ 育児・介護を理由とした会議欠席等について

※1 調査に当たっては、前期の議会改革調査特別委員会における議会基本条例に関する調査内容及び調査結果を基礎とする。ただし、再調査又は新たな調査の必要性が生じた場合に調査を行うことを妨げない。

※2 他都市における議会基本条例で規定されている項目であるため、議会基本条例に関する調査の中で、その実施の必要性を調査する。

《運営方針》

- ① 結論が出たものから随時、実施に向け調査の報告を行う。
- ② 具体的調査事項を新たに追加する場合は、代表者会議で確認を行った上で行う。